

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月6日(月)午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 3階 会議室

3. 農業委員

① 出席委員 13人

職務代理者	14番	垣内源司
委員	1番	田中茂喜
	2番	宮本厚
	3番	高月嘉彦
	4番	井上久志
	6番	木野秀俊
	7番	清水京子
	8番	坂本竹市
	9番	小野瀬マサエ
	10番	眞田八重子
	11番	中田政木
	12番	梶原利幸
	13番	梶原光政

② 欠席委員 1人

	5番	川田邦男
--	----	------

4. 農地利用最適化推進委員

① 出席推進委員 12人

第1区	矢野道政
第2区	山口貞行
第5区	中村将士
第6区	竹林俊則
第7区	清水重文
第8区	木下幸保
第9区	石崎和彦
第10区	田中浩二
第10区	中里和也
第11区	中村高律
第12区	大原正
第13区	浅野正吾

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 報告第33号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第5 報告第34号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第6 報告第35号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第7 報告第36号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第8 報告第37号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第9 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第13 議案第56号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田 所 孝 之

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、4月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、職務代理者の垣内委員からご挨拶を申し上げます。
職務代理者	(垣内委員・あいさつ)
事務局	それでは、議事に入らせていただきます。川田会長が欠席でありますので、議事進行は、会議規則3条及び農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、職務代理者の垣内委員をお願いします。
議長	ただ今から、4月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、5番 川田会長さんから欠席の旨通告がありましたのでご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、6番 木野委員さん、7番 清水委員さんをお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日の1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第32号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局よりお願いします。
事務局	1ページの報告第32号をご覧下さい。 (報告書朗読) 遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	質疑がないようですので、次に移ります。
議長	次に、日程第4、報告第33号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

2ページの報告第33号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年3月2日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、報告第34号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

3ページの報告第34号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年3月10日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第6、報告第35号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

4ページの報告第35号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年3月11日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第7、報告第36号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

5ページの報告第36号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年3月16日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありました。報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第8、報告第37号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局 6ページの報告第37号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年3月19日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありました。報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第9、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

ここで、議案第52号につきましては、「農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

第5区 中村推進委員さんは該当しますので退席をお願いします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局 7ページの議案第52号の議案書から、8ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機3台、動力噴霧機2台、モノラック4基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間250日従事しているということから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の4番の井上委員さんから現地調査の結果をお願いします。

4番

井上委員

現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第52号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

第5区 中村推進委員さんは、自席にお戻りください。

議長

次に、日程第10、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

9ページの議案第53号の議案書から、10ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住することになり、農業に従事することが困難な状況になるため、近隣で農業をしている譲受人と売買したい。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車1台、選果機1台、草刈機2台、動力噴霧機2台、モノラック3基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人の母は、年間250日従事しているということでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、

で、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る用件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第2区の山口推進委員さんからお願いします。

第2区

山口推進委員

宮本委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

2番

宮本委員

次に、2番の宮本委員さんからお願いします。

山口推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第53号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第11、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

11ページの議案第54号の議案書から、12ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、高齢で農業に従事することが困難な状況であり、農業後継者もないため、双方の同意により贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書③をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機3台、動力噴霧機1台、モノラック6基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間300日従事しているということですから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第2区の山口推進委員さんからお願いします。

第2区

山口推進委員

宮本委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

2番

宮本委員

議長

次に、2番の宮本委員さんからお願いします。

山口推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第54号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第54号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第12、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

13ページの議案第55号の議案書から、14から15ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、農地を相続したが松山市に住んでおり、農業をする予定がないため、双方の同意により贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書④をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車1台、選果機1台、草刈機3台、動力噴霧機3台、モノラック2基を所有されております。非耕作地はありません。貸付地がありますが、風力発電機の翼が地上高30m上空を旋回するための権利設定であるため、問題は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間235日従事しているということで

ありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の4番の井上委員さんから現地調査の結果をお願いします。

4番

現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

井上委員

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第55号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第13、議案第56号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

16から18ページの議案第56号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和2年3月25日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が11件で43筆、面積は、26,737㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号33番から43番は、地権者から使用貸借人及び賃借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第56号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案56号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後 2 時 2 0 分)